

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、情報・システム研究機構役員給与規程により、各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、これを増額し、又は減額することができるとしているが、平成18年度においては、平成17年度の評価結果を基に検討した結果、業績に反映するほどの特に顕著な業績や失態がなかったため、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から基本給月額を1,065,000円から994,000円に引き下げた。ただし、任期中は改定前の基本給月額を保障する。 平成18年6月期から期末特別手当の支給割合を0.033月分引き上げた。
理事	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から基本給月額を903,000円～988,000円から843,000円～922,000円に引き下げた。 平成18年6月期から期末特別手当の支給割合を0.033月分引き上げた。
理事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から日額を46,800円から44,000円に引き下げた。
監事	該当者なし
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から月額を90,000円～100,000円から83,000円～100,000円に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	20,097	12,780	5,530	1,662 (都市手当) 125 (通勤手当)		
理事 (3人)	49,373	32,086	14,049	2,919 (都市手当) 319 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	1,584	1,584	0	0 ()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,196	2,196	0	0 ()		3月31日1名

(注)「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

業務運営の簡素化、合理化、効率化及び情報化を推進し、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給を実施するとともに勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
基本給 (昇給)	昇給日(毎年1月1日)前1年間における勤務成績に応じて上位の号に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年4月から、次のとおり改正した。

- ・基本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。ただし、経過措置として新旧基本給月額との差額を支給する。
- ・職務・職責に応じ、職務の級を統合し、又は新設した。
- ・きめ細かい勤務成績の反映を行うため、現行の号を4分割した。
- ・現在在職者がいないか、在職実績が極めて少ない初号等の号をカットした。
- ・現時点の最高号を超える者の在職実態を踏まえ、号を増設した。
- ・最高号を超える基本給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止した。
- ・中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号決定方法について見直した。
- ・基本給表の水準の引下げとの整合性を確保するため、基本給の調整額を引き下げた。
- ・民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、都市手当の支給割合を5%～最高18%(現在12%)に引き上げた。ただし、経過措置として支給割合の引き上げを段階的に導入し、平成22年度までの5年間で完成させる。なお、平成18年度は支給割合を1%引き上げた。
- ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A～E)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。
- ・勤勉手当についても、勤務実績を支給額により反映されるよう、「特に優秀」及び「優秀」の成績区分の人員分布を拡大した。

2 職員給与の支給状況

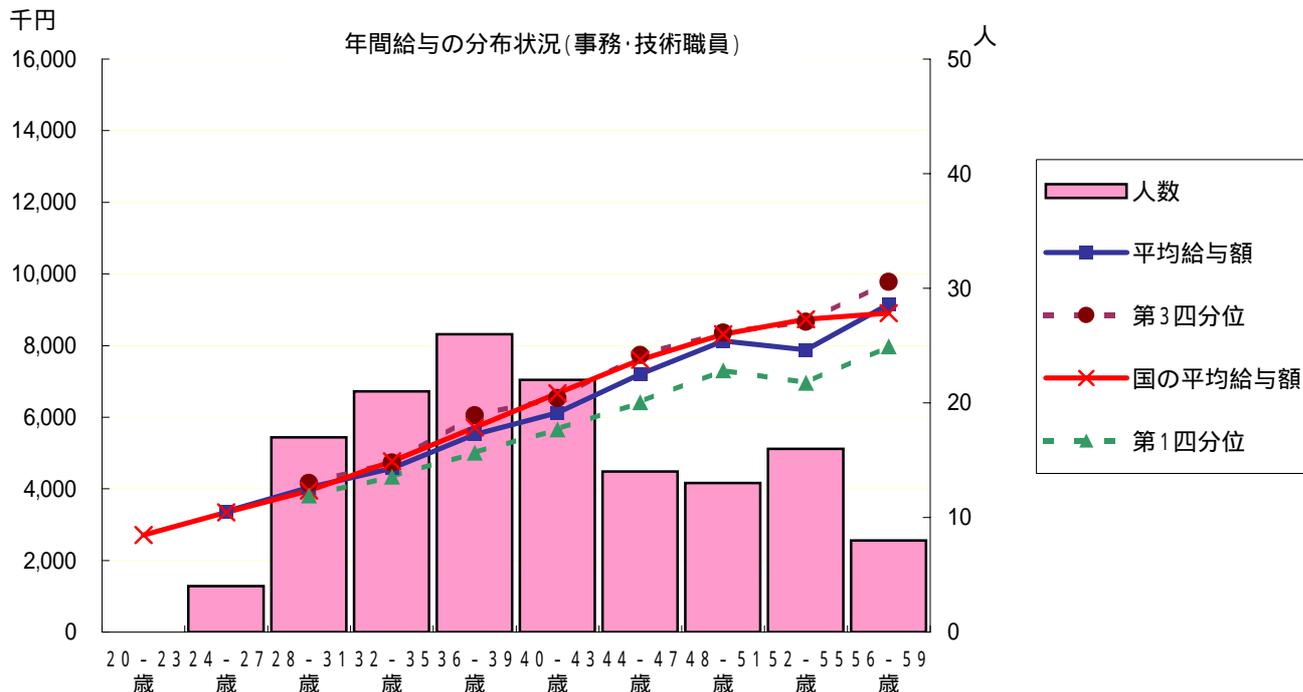
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	364人	44.5歳	8,230	5,966	155	2,264
事務・技術	141人	41.5歳	6,275	4,609	160	1,666
教育職種 (大学教員)	220人	46.2歳	9,434	6,777	151	2,657
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	2人					
指定職種	1人					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	38	39.9	5,173	3,816	169	1,357
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	33.6	3,187	2,390	127	797
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (特任研究員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	42.6	6,467	4,746	201	1,721

- (注) 1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
2. 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
3. 「技能・労務職種」とは、用務員である。
4. 「教育職種(特任研究員等)」とは、科学研究費補助金その他競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務を行う職種を示す。
5. 常勤職員の教育職種(外国人教師等)及び指定職種並びに非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

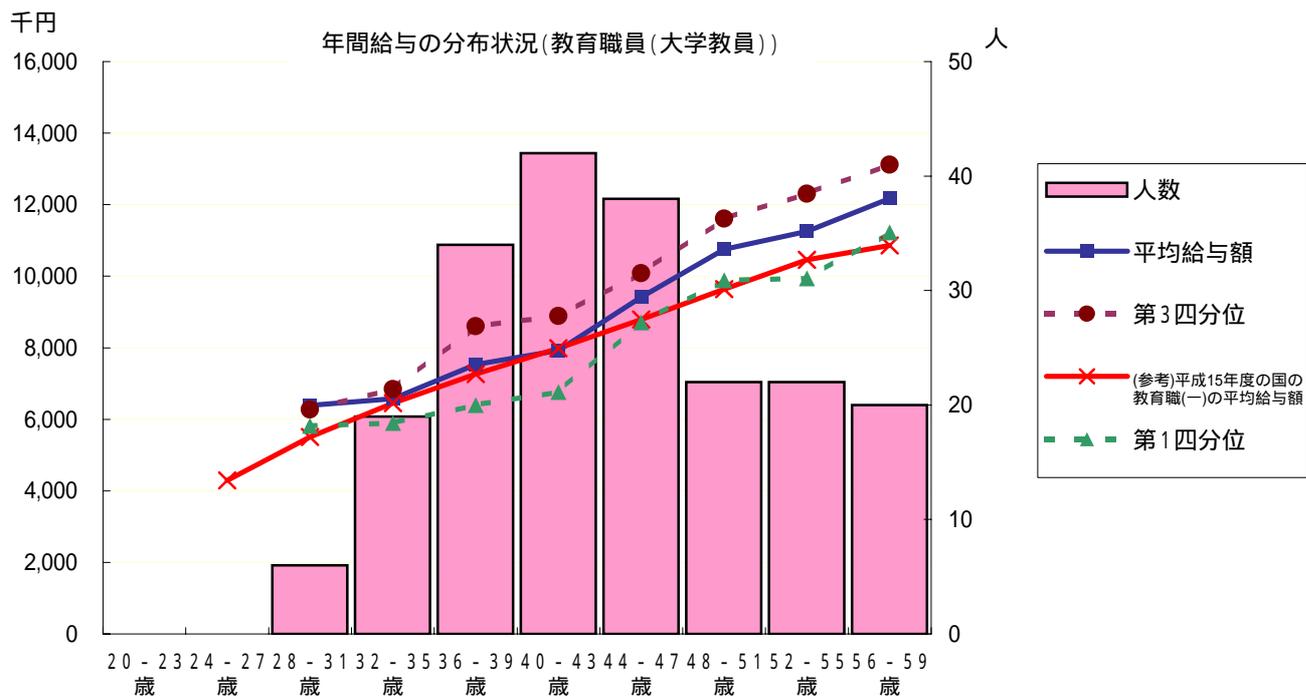


- (注) 1. の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 2. 年齢24歳～27歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
局長	1						
部長	2						
課長	12	51.8	8,667	9,428	9,850		
課長補佐	16	49.3	7,145	7,576	8,015		
係長	57	43.7	5,720	6,267	6,607		
主任	12	35.1	4,404	4,902	5,086		
係員	41	33.4	3,867	4,343	4,592		

- (注) 1. 「部長」には部長相当職である「次長」を、「課長」には課長相当職である「室長」及び「ディレクター」を、「課長補佐」には課長補佐相当職である「副課長」及び「専門員」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」をそれぞれ含む。
 2. 局長及び部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	81	53.8	10,757	11,792	12,675
准教授	75	44.0	8,409	8,846	9,321
助教	64	38.9	6,205	6,620	6,974

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・ 一般職員	係長・ 主任	課長補佐・ 係長	課長・ 課長補佐
人員 (割合)	141 人 ()	8 人 (5.7%)	39 人 (27.7%)	59 人 (41.8%)	19 人 (13.5%)	3 人 (2.1%)
年齢(最高 ~最低)		31~24 歳	41~28 歳	56~35 歳	59~42 歳	58~39 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,904~ 2,237 千円	4,045~ 2,719 千円	5,427~ 3,330 千円	6,128~ 4,699 千円	6,301~ 5,671 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		3,883~ 3,076 千円	5,195~ 3,740 千円	7,515~ 4,642 千円	8,407~ 6,591 千円	8,582~ 7,641 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・ 部長	局長	局長
人員 (割合)	10 人 (7.1%)	2 人 (1.4%)	1 人 (0.7%)	該当者なし ()	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)		59~45 歳				
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,730~ 6,250 千円				
年間給与 額(最高 ~最低)		10,497~ 8,667 千円				

(注)7級及び8級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・ 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	220 人 ()	該当者なし ()	64 人 (29.1%)	該当者なし ()	75 人 (34.1%)	81 人 (36.8%)	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)			60~29 歳		60~31 歳	62~40 歳	
所定内給 与年額(最高 ~最低)			6,044~ 3,996 千円		7,503~ 4,362 千円	10,306~ 6,238 千円	
年間給与 額(最高 ~最低)			8,141~ 5,568 千円		10,507~ 6,054 千円	14,833~ 8,988 千円	

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.8	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 33.2	% 34.6
	最高～最低	% 46.0～31.8	% 44.0～29.0	% 44.8～30.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.5	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.5	% 32.8
	最高～最低	% 39.7～31.0	% 35.0～28.2	% 35.2～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.3	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.9	% 32.7	% 33.7
	最高～最低	% 45.3～32.6	% 41.5～29.7	% 43.3～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.6	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.7	% 31.4	% 33.0
	最高～最低	% 47.2～32.1	% 43.4～29.2	% 45.2～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

95.6
108.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.4

(注)当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

106.1

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,923,655	千円 3,903,388	千円 (%) 20,267 (0.5)	千円 (%) 27,497 (0.7)
退職手当支給額 (B)	千円 351,064	千円 234,426	千円 (%) 116,638 (49.8)	千円 (%) 79,485 (29.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,718,686	千円 1,524,109	千円 (%) 194,577 (12.8)	千円 (%) 470,310 (37.7)
福利厚生費 (D)	千円 631,196	千円 601,102	千円 (%) 30,094 (5.0)	千円 (%) 57,917 (10.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 6,624,601	千円 6,263,025	千円 (%) 361,576 (5.8)	千円 (%) 580,215 (9.6)

(注)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比が増(20,267千円)となった要因
平成17年人事院勧告を踏まえた平成18年4月実施の給与改定における都市手当の支給割合を1%引き上げたことが主な要因である。

「最広義人件費」について、対前年度比が増(361,576千円)となった要因
若手研究者の人材育成の拡充に伴い雇用されるプロジェクト研究員(非常勤職員)に係る費用、その研究教育支援体制の強化のため雇用される非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等の増加、並びに寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等の増加が主な要因である。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況(予定のものを含む。)

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

)上記)及び)の進ちょく状況

- ・ 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 3,903,388千円
- ・ 当年度の「給与、報酬等支給総額」 3,923,655千円
- ・ 当年度までの人件費削減率 0.5%

当年度の「給与、報酬等支給総額」及び基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」について

- ・ 当年度の「給与、報酬等支給総額」 3,923,655千円
- ・ 基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」 4,044,860千円
- ・ 人件費の削減率(対人件費予算相当額) 3.0%

法人が必要と認める事項
特になし